

私学における働き方改革法への対応

日時・会場	【大阪】 大阪ガーデンパレス 2019年1月21日(月) 13:00 ~ 16:00	【東京】 東京ガーデンパレス 2019年1月23日(水) 13:00 ~ 16:00
	講師 植村 礼大氏 [弁護士法人依法律事務所 弁護士]	

(会場は、大阪・東京いずれかご都合のよい方をお選び下さい。)

本セミナーの概要

2018年6月29日、参議院本会議で「働き方改革関連法案」(正式名称 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案)が可決・成立しました。「時間外労働の上限規制」、「5日間の年次有給休暇の指定義務化」、「同一労働同一賃金」など、学校法人にとっても大きな影響は避けられず、今後の学園の人事管理に大幅な見直しを迫られることとなります。しかし、多岐にわたる改正法への対応は容易なことではなく、また早いものでは2019年4月1日に施行される改正もあり、正しい法解釈と万全の準備に残された時間は多くはなく、担当者にとっての負担は重いものとなっています。

そこで本セミナーでは、私学の労務問題に詳しい植村弁護士より施行が直前に迫った「働き方改革関連法」の改正ポイントと学園での対応策について解説していただきます。

私学理事者をはじめ労務担当者の皆様の多数ご参加をお待ち申しあげております。

申込要領

申込方法 本会ホームページ(<http://sikeiken.or.jp/>)の「セミナー申込フォーム」からお申込みいただくか、Eメールに必要事項(参加日、学園名、住所、参加者の役職、氏名)をご記入のうえ、お申込み下さい。
申込書に記載された学園名、ご住所、役職名、ご氏名等の個人情報は、参加証・請求書・領収書等の発送のために使用します。

参加料 本会の会員は、大阪・東京いずれかご1名様のみ無料です。ただし、追加ご1名様の参加料は5,400円です(消費税込)。なお、追加参加料は、請求書をご確認の上、銀行振込でセミナー開催日前までにお納め下さい。

主催 公益社団法人 私学経営研究会 事務局
533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号 依ビル3階
TEL. 06-6321-2666 / FAX. 06-6321-3207
E-mail: skkseminar@sikeiken.or.jp

大阪会場 大阪ガーデンパレス
532-0004
大阪市淀川区西宮原1-3-35
TEL. 06-6396-6211

東京会場 東京ガーデンパレス
113-0034
東京都文京区湯島1-7-5
TEL. 03-3813-6211



私学における働き方改革法への対応

講師 植村 礼大 氏

前段 働き方改革関連法の方向性

1. 働き方改革実行計画
2. 雇用対策法の改正

第1 長時間労働抑制への対応

1. 長時間労働の上限規制
2. 5日間の年次有給休暇指定義務付
3. 労働時間把握の義務付
4. その他間接的な抑制策
5. 多様で柔軟な働き方の実現

第2 同一労働同一賃金への対応

1. 法律名の変更と基本的理念
2. 均衡待遇, 均等待遇
3. 説明義務
4. 行政による裁判外紛争解決手続
5. 派遣労働者

講師紹介

うえむら あやひろ
植村 礼大 氏

弁護士法人俵法律事務所
弁護士

昭和54年生まれ。

平成15年京都大学法学部卒業。平成15年司法試験合格。

現在、弁護士法人俵法律事務所に所属し、私立学校の法律相談を多数手がけている。

著書に『私学における時間外労働への対応策（改訂版）』（法友社刊）『注釈私立学校法』（法友社刊・共著）がある。